

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表
第1表
接続料金
第1
網使用料
1
適用

区分	内容
(1)～(31) (略)	

新

料金表
第1表
接続料金
第1
網使用料
1
適用

区分	内容
(1)～(31) (略)	
(32) 接続料規則 第8条第2項ただし書きに係る 網使用料の補正	<p>2 (料金額) 2-1 (端末回線伝送機能) 2-1-1 (基本額) 2-1-1 (基本料) 第3欄ウ欄、第5欄イ欄、第6欄、第8欄、第9欄、2-1-1-2 (加算料) 第1欄イ欄、ウ欄、第2欄イ欄、2-6の3 (イーサネットフレーム伝送機能)、2-13 (ルーティング伝送機能) 第1欄、第2欄及び第5欄に規定する網使用料について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。</p> <p>ただし、当該差額を原価に加えて算定することにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、当該差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。</p>

2 料金額

2-1~2-6-2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能 LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	406,619円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能 LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	289,444円 391,659円 467,279円 529,070円 583,414円 631,376円 675,082円 715,596円 752,920円 788,115円 1,066,669円 1,272,885円 1,442,932円 1,589,575円 1,721,324円 1,841,372円 1,951,846円 2,054,873円 2,151,517円 2,914,773円 3,481,226円 3,950,873円 4,358,819円 4,723,150円 5,056,630円 5,363,515円 5,650,188円 5,920,904円	—

2 料金額

2-1~2-6-2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能 LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	267,083円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能 LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	121,292円 164,147円 195,859円 221,778円 244,577円 264,702円 283,045円 300,050円 315,719円 330,496円 447,516円 534,230円 605,792円 667,548円 723,066円 773,681円 820,285円 863,769円 904,579円 1,227,559円 1,468,090円 1,668,066円 1,842,192円 1,998,046円 2,140,975円 2,272,763円 2,396,082円 2,512,717円	—

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額		料金額	備考
インターネット フレーム ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位料 金区域における 通信に係るもの に限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	229,503円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	310,550円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	370,509円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	419,502円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	462,591円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	500,619円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	535,273円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	567,396円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	596,989円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	624,894円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	845,751円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,009,248円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,144,067円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,260,329円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,364,781円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,459,955円
800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,547,538円		
900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,629,216円		
10bit/sの符号伝送が可能なもの	1,705,833円		
20bit/sの符号伝送が可能なもの	2,310,893円		
30bit/sの符号伝送が可能なもの	2,759,905円		
40bit/sの符号伝送が可能なもの	3,132,159円		
50bit/sの符号伝送が可能なもの	3,455,489円		
60bit/sの符号伝送が可能なもの	3,744,235円		
70bit/sの符号伝送が可能なもの	4,008,520円		
80bit/sの符号伝送が可能なもの	4,251,717円		
90bit/sの符号伝送が可能なもの	4,478,888円		
100bit/sの符号伝送が可能なもの	4,693,406円		

2-7~2-12 (略)

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額		料金額	備考
インターネット フレーム ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位料 金区域における 通信に係るもの に限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	214,953円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	290,942円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	347,191円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	393,176円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	433,634円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	469,355円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	501,917円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	532,111円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	559,936円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	586,182円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	794,160円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	948,447円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,075,888円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,185,959円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,284,976円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,375,308円
800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,458,534円		
900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,536,233円		
10bit/sの符号伝送が可能なもの	1,609,194円		
20bit/sの符号伝送が可能なもの	2,187,999円		
30bit/sの符号伝送が可能なもの	2,620,734円		
40bit/sの符号伝送が可能なもの	2,981,618円		
50bit/sの符号伝送が可能なもの	3,296,706円		
60bit/sの符号伝送が可能なもの	3,579,423円		
70bit/sの符号伝送が可能なもの	3,839,242円		
80bit/sの符号伝送が可能なもの	4,079,321円		
90bit/sの符号伝送が可能なもの	4,304,399円		
100bit/sの符号伝送が可能なもの	4,517,633円		

2-7~2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区分		単位	料金額	備考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ルータにおける11P通信網収容装置ごとに月額	2,167,778円	
(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	1ポートごとに月額	6,347,962円	
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに1秒ごとに	1,3855円 0,021679円	

2-13 ルーティング伝送機能

区分		単位	料金額	備考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ルータにおける11P通信網収容装置ごとに月額	1,610,655円	
(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	1ポートごとに月額	5,458,333円	
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに1秒ごとに	1,4226円 0,017112円	

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、平成23年4月1日から実施します。

(網使用料の調整)

2 当社は、この改正規定に係るルーティング伝送機能(料金表第1表第1(網使用料)2-13第1欄、第2欄及び第5欄に係るものに限ります。)について、平成21年度における網使用料の原価の実績値と収入の実績値との差額を、この改正規定に係る網使用料の原価に加えて算定するものとし、